

(12) 公益財団法人鳥取県環境管理事業センター 給与等状況報告書

1 職員給与の状況 (令和4年度)

給与費	9,255 千円
-----	----------

(注) 職員数5人 (うち鳥取県派遣4人)

3 職員の初任給の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	初 任 給	備 考
一般職		県給与条例の適用を受ける者の例による。ただし、官公署又は事業所を退職し、センターに採用された職員については理事長が別に定める。

5 職員手当の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	内 訳														
期末手当 勤勉手当 (県の規定に 準ずる)	[支給割合] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期末手当</th> <th>勤勉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>1.20 月分 (1.03)</td> <td>0.85 月分 (0)</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.20 月分 (1.03)</td> <td>0.85 月分 (0)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.40 月分 (2.06)</td> <td>1.70 月分 (0)</td> </tr> </tbody> </table> (注) ()は 嘱託職員の支給割合です。	区 分	期末手当	勤勉手当	6月期	1.20 月分 (1.03)	0.85 月分 (0)	12月期	1.20 月分 (1.03)	0.85 月分 (0)	計	2.40 月分 (2.06)	1.70 月分 (0)		
	区 分	期末手当	勤勉手当												
	6月期	1.20 月分 (1.03)	0.85 月分 (0)												
	12月期	1.20 月分 (1.03)	0.85 月分 (0)												
計	2.40 月分 (2.06)	1.70 月分 (0)													
職制上の段階、職務の 級等による加算措置 有															
[令和4年度実績] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>支給総額</th> <th>支給職員数</th> <th>1人当たり平均支給年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,475,506 円</td> <td>5 人</td> <td>695,101 円</td> </tr> </tbody> </table>	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額	3,475,506 円	5 人	695,101 円									
支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額													
3,475,506 円	5 人	695,101 円													
[支給率] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>自己都合</th> <th>早期退職・定年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤続20年</td> <td>19.6695 月分</td> <td>24.58675 月分</td> </tr> <tr> <td>勤続25年</td> <td>28.0395 月分</td> <td>33.27075 月分</td> </tr> <tr> <td>勤続35年</td> <td>39.7575 月分</td> <td>47.70900 月分</td> </tr> <tr> <td>勤続40年</td> <td>44.7795 月分</td> <td>47.70900 月分</td> </tr> </tbody> </table> (その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算) *25年以上勤続した年齢50歳以上60歳未満の職員が、定年前に早期退職制度により退職する場合に加算があります。	区 分	自己都合	早期退職・定年	勤続20年	19.6695 月分	24.58675 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.70900 月分	勤続40年	44.7795 月分	47.70900 月分
区 分	自己都合	早期退職・定年													
勤続20年	19.6695 月分	24.58675 月分													
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分													
勤続35年	39.7575 月分	47.70900 月分													
勤続40年	44.7795 月分	47.70900 月分													
退職手当 (県の規定に 準ずる)	[令和4年度実績] 支給実績なし														
時間外勤務手当 (県の規定に 準ずる)	[令和4年度実績] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>支給総額</th> <th>支給職員数</th> <th>1人当たり平均支給年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>802,972 円</td> <td>4 人</td> <td>200,743 円</td> </tr> </tbody> </table>	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額	802,972 円	4 人	200,743 円								
支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額													
802,972 円	4 人	200,743 円													

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
管理職手当 (県の規定に 準ずる)	一定の管理または監督の地位にある職員	<p>県給与条例の給与表、職務の級、手当区分に応じた定額を支給</p> <p>[令和4年度実績]</p> <p>1人当たりの平均支給月額 58,200 円</p>	
扶養手当 (県の規定に 準ずる)	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	<p>ア 配偶者、子以外の扶養親族</p> <p>ただし、行政職給料表8級、9級及び同相当職は右のとおり。</p>	<p>6,500 円</p> <p>8級：3,500円</p> <p>9級：支給しない</p>
		イ 子	10,000 円
		<p>満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p>	<p>1人につき</p> <p>5,000 円を加算</p>
		<p>[令和4年度実績]</p> <p>支給実績なし</p>	
住居手当 (県の規定に 準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、最高 27,000 円まで支給
		イ 単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額
		<p>[令和4年度実績]</p> <p>支給実績なし</p>	

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
通勤手当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000 円>
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 1,600 円から 50,100 円の範囲内で支給
		ウ 特別急行列車等利用	特別急行料金等の3分の2の額を加算（高速自動車国道等特別料金等については1月当たり2万円を限度）
		エ 駐車料金を負担している場合	（駐車場代の加算） 通勤のため4輪の自動車を使用し駐車場として公署の敷地を利用する場合に、当該利用に係る1月当たりの職員負担額が5,000円を超えることとなると任命権者が認める公署に勤務する職員に支給（1月当たり1,000円を上限とする。） 《センター指定公署》米子市明治町105 （パークアンドライド） 公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金を相当する額を支給（1月当たり3,000円を上限とする。）
		オ ノーマイカー運動に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1月当たり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給
		〔令和4年度実績〕	
		支給総額	支給職員数
	1,650,040 円	5 人	27,501 円
管理職特別勤務手当 (県の規定に 準ずる)	管理職手当が支給される職員で臨時または緊急の業務で週休日に従事した職員	管理職手当の支給区分に応じて支給	
		〔令和4年度実績〕 1人当たりの平均支給月額 3,333 円	

6 役員の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	給料・報酬月額	期末手当	備 考
理 事 長	350,000 円	6月期 1.000 月分 12月期 1.000 月分	加算率 45%
非常勤理事	一 円		理事会出席に際し、交通費及び報酬10,000円を支給
非常勤監事	一 円		理事会、監査、評議員会出席に際し、交通費及び報酬10,000円を支給

〔令和4年度実績〕

①常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額 (期末手当等を含む)
6,122,940 円	1 人	510,245 円

②非常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額
220,000 円	6 人	3,056 円

7 給与制度の変更

(1) 変更内容

区 分	変 更 後	変 更 前	変 更 理 由
期末手当 勤勉手当	6月 期末 1.200月分 勤勉 0.850月分 12月 期末 1.200月分 勤勉 0.850月分	6月 期末 1.200月分 勤勉 0.775月分 12月 期末 1.200月分 勤勉 0.925月分	県の制度に準じた改定
期末手当 (嘱託職員)	6月 期末 1.03月分 12月 期末 1.03月分	6月 期末 0.99月分 12月 期末 1.07月分	県の制度に準じた改定
扶養手当	子10,000円	子9,200円	県の制度に準じた改定

(2) 適用日

令和5年4月1日